店頭FX取引に係るリスク情報に関する開示事項

計測日時: 2025年10月31日

- イ. 未力バー率は、23:00、25:00、27:00の3時点のうち未力バーポジションの額が最大となる時点で計測
- ロ.カバー取引の状況は、23:00、25:00、27:00の3時点のうちカバー取引先における建玉の合計額が 最大となる時点で計測
- 八. 平均証拠金率は、取引終了時点で計測
- イ. 未力バー率 ▶ カバーされていないポジションは、為替相場の変動の影響を直接受けることになります。

【計算式】 (未力バーポジション (注) / お客様の買い建玉 - お客様の売り建玉 |) ×100 (注) お客様の建玉のうち、お客様の建玉同士で売り買いが対当しておらず、かつ、カバーされていないお客様の建玉

未力バー率			
	0	%	

ロ. カバー取引の状況 ► カバー取引先が破綻した場合には、再構築コスト等が発生することになります。

【各区分の計算式】

(各区分のカバー取引先における買建玉と売建玉の合計/全カバー取引先における買建玉と売建玉の合計)×100

ľ	格付なし	
	100	%

八. 平均証拠金率 ▶ 証拠金率が低い場合には、顧客未収金リスクが大きくなります。

【計算式】 実預託額/(お客様の買い建玉+お客様の売り建玉)×100

平均証拠金率 8.02%

(参老)

店頭 F X 取引を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(店頭 F X 取引)に係る上記リスク情報を開示することが義務付けられております。